福井県医師会

だより

第６９４号　平成31年(2019) 4月

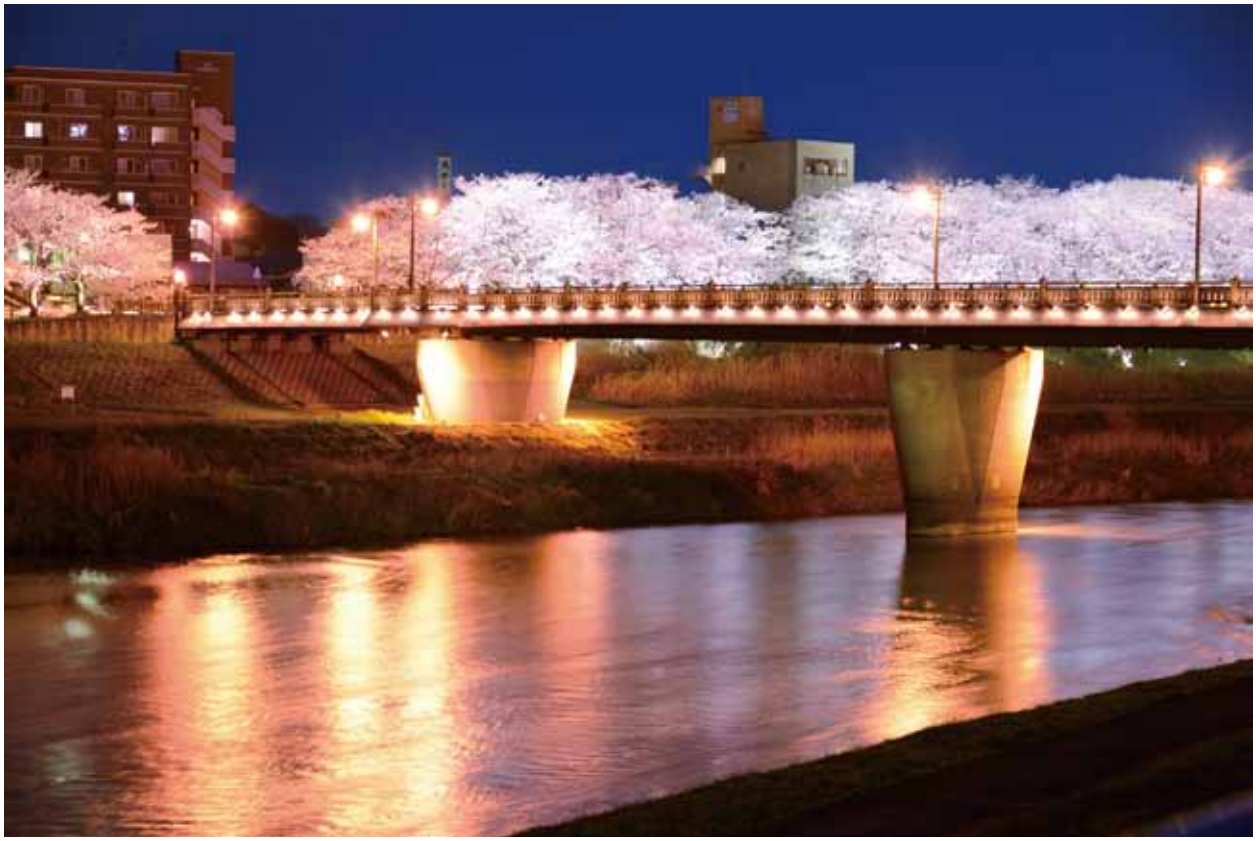

春景　　鯖江市　清水　元博

表紙写真説明：**春景**　　鯖江市　清水　元博

福井市の中央を流れる足羽川沿いの堤防には、「桜の名所100選」に選ばれた約600本の桜並木があり、満開の春にはピンク色の桜トンネルと幻想的なライトアップが楽しめます。

撮影場所は、福井市の足羽川に架かる九十九橋付近です。堤防に植えられた桜並木がライトに映え、その姿が流れる川の水面に映り込む姿を、長時間露光で撮影することが出来ました。

夜桜の　雨夜咲き満ち　たわわなり　　水原秋桜子

醫縫録

平成の置き土産

―消費税問題―

医療経営担当理事　　村　井　アトム

医療経営担当理事を務めさせて頂いています。皆様よろしくお願いいたします。今年10月には消費税率が10％に増税される予定となっており、昨年は控除対象外消費税が注目された年となりました。平成の置き土産である消費税問題を簡単に振り返ってみます。

社会保険医療の給付は政策的配慮から非課税とされています。保険診療を行うための設備（医療機器）や医薬品などには消費税がかかり医療機関が税を負担していますが、患者に転嫁することができないため医療機関には控除対象外消費税（損税）が発生します。非課税還付方式や課税方式などにすべきとの意見もありますが、現在損税分は診療報酬で補填する方式がとられています。よって消費税増税が行われた際には増税分が100％診療報酬にて補填されているかを検証することは非常に重要です。

平成元年に消費税３％が導入され、平成９年に増税（３％→５％）されましたが、当時の補填は診療報酬の個別項目に加点される方法で行われたため補填が十分であったかの検証が困難となっています。平成26年の増税（５％→８％）時において、補填は基本診療料（初診料、再診料、入院料）に上乗せされる方式によって行われたので、補填額は基本診療の上乗せ額×算定回数で計算することができ検証がある程度可能となりました。

平成30年は７月に厚生労働省から過去の補填率の計算ミスの報告、８月に医療界から新しい提言の公表がありました。厚生労働省は平成27年11月に平成26年度増税に伴う補填率は全体で102.07％と報告していましたが、実際には90.6％と10ポイント以上低く、特に病院の補填率は約20ポイントも低いこと、さらに病院種別によって61.7％から129％とばらつきが大きいことが明らかにされました。この問題に対して日本医師会は厳重な抗議を行い、速やかに対策を講じるよう要望しました。平成26年の計算ミスが４年間も見逃されたことにより平成28年度、平成30年度の診療報酬改定で適正な対応がとられるチャンスを逃し、現在もこの状況が進行中であることは経営にとって大きな痛手となっています。消費税が10％になるこの機会に、三師会ならびに四病協は一致団結し「問題解消のための新たな税制上の仕組みについての提言」を公表しました。診療報酬への補填は維持した上で、個別医療機関ごとに「診療報酬本体に含まれる消費税補填相当額」と「消費税負担額」を比較し、申告により補てんの過不足への対応を税制上の仕組みとすることを求めました。個別医療機関ごとに不足分の還付を求める内容となっています。医療界全体の要望として提言できたことには大きな意義があったと思われます。平成30年12月、厚生労働省の補填率不足とばらつきに対しての改善策を反映させたシミュレーションの結果公表を受け、日本医師会は非課税の下では『医療に係る消費税問題』は解決されたとの考えを示しました。シミュレーションによると病院の補填率はほぼ100％となり病院種別間のばらつきも改善されていました。４回の増税と30年の月日を経てなんとか満足しうる閾値に達したと思われます。しかし残念ながら「新たな税制上の仕組み」は実現しませんでした。消費税引き上げに対して診療報酬で補填するという方式がどんなに精緻化しても個別医療機関ごとのばらつきは残るのでこの部分は経営努力で補うしか手立ては無いようです。

平成31年２月、厚生労働省は消費税10％への引き上げに伴う診療報酬上乗せ額は初診料６点、再診料１点（入院料は割愛）と発表し、これで増税２％分の補填が決着しました。会員の皆様、６点、１点に自院の患者数を乗じて増税補填額をリアルに感じてみてください。